

公印省略

6 障 8 7 5 号  
令和6年7月4日

福岡県障がい者差別解消支援地域協議会  
委員各位

福岡県福祉労働部障がい福祉課長  
( 社 会 参 加 係 )

補助犬同伴者の受け入れのための啓発リーフレットについて

本県の障がい福祉行政の推進に、日ごろから御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、県の障がい者差別解消専門相談窓口に対し、身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の同伴を理由に、公共交通機関や施設の利用ができなかったとの相談が寄せられました。

正当な理由なく、補助犬同伴を理由とする利用拒否は、「障害者差別解消法」における不当な差別的取扱いに該当するものであり、また、「身体障害者補助犬法」においても、公共交通事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、補助犬を同伴することを拒んではならないと定められています。

つきましては、厚生労働省において作成された啓発リーフレット（※）を別添のとおり送付しますので、改めて貴下会員企業等における窓口担当者等への周知徹底について呼びかけていただきますよう御協力をお願いします。

※「令和5年12月26日付5障第2609号」で送付したものと同様です。

福岡県福祉労働部 障がい福祉課  
社会参加係 木村  
TEL：092-643-3264  
FAX：092-643-3304  
E-mail：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp